

# ● 札幌市健康づくりセンター管理業務仕様書のポイント

## 1 管理運営上の課題・基本的方向性

### ① 管理運営上の課題（P1）

- ・H22年に市が実施した行政評価において、センターの運営について「不要（廃止）」の評価を受け、これに伴い、重視する対象者への利用促進や減免制度の見直しなどを行い、利用者の定着及び増加の取り組みを行ってきた。
- ・しかし、新型コロナウイルス感染症の発生により、利用者が減少しており、現在も回復していない。
- ・センター事業の核となる健康増進事業の利用も低迷し、センターの存在意義が揺らいでいる。
- ・そのため、利用促進に向けた一層の取組が必要。

### ② 基本的方向性（P1～2）

- ・生活習慣病発生子防・重症化予防対象者や要支援・要介護認定者、障がい者を重視する対象者減免制度の活用等により積極的な利用促進を行う。
- ・効果的な運動指導を行うことができる職員を配置し、運動指導の体制強化を図る。
- ・中央センターを中核施設として位置づけ、健康増進事業受診者に運動プログラムを作成し、運動指導を行う。
- ・東センター、西センターを運動指導施設として特化し、運動指導の充実を図る。
- ・重視する対象者を医療機関から紹介してもらう他、情報共有を行い、効果的な支援を行う。
- ・センターの利用継続及び運動習慣の定着を促すため、長期間センターを利用していない重視する対象者への利用勧奨を実施する。
- ・医療機関や保険者等に、センターの意義などを説明し、利用促進を図る。
- ・センターの存在意義を強化する科学的な調査研究を行う。

## 2 仕様書の変更点等

### ① 利用促進事業の数値目標の追加、周知の明記（P21）

- ・年70件という具体的な数値目標を追加
- ・より多くの医療機関等に利用してもらうため、医療機関等に対し、事業の周知を図ることを明記

### ② 長期未利用者に対する利用勧奨の数値目標の追加（P22）

- ・健康度測定後、2か月以上センターの利用がない長期未利用者に対する利用勧奨について、年2回以上という具体的な数値目標を追加

### ③ 普及啓発事業の数値目標の追加、重視する対象者への普及啓発を追加（P22）

- ・年200以上の医療機関等に広報活動を実施するという具体的な数値目標を追加
- ・新規の重視する対象者をセンター利用に繋げるため、事業説明する機会を年10回以上設けることを追加

### ④ 地域における自主活動への支援等の実施内容の変更（P24）

- ・医師などの専門職が、センター設置区外の町内会など自主的に健康づくりに取り組んでいる団体に向けて人材育成を支援する研修会や講習会を年10回以上実施する。

### ⑤ インターネットを活用した事業の追加（P24）

- ・より広く継続的な健康づくり活動の実践の場を提供するため、動画配信などを行うことを追記

### ⑥ 自主事業の実施について外出自粛となった場合の事業継続手段検討の追加（P26）

- ⑦ 中央センター大規模改修に関する休館時の取扱いの追加（仕様書別添）
- ・令和5年10月から令和7年1月まで、施設の改修工事により中央センターが休館となるため、休館中の人員配置や健康増進事業等を西センターで実施することなどを記載。

### 3 健康づくりセンターの独自項目

#### ① 職員の配置に関する項目（P9～P10）

- ・健康増進事業実施のため、以下の資格を有する職員の配置が必要。
- ・医師免許、保健師及び看護師免許、管理栄養士免許、理学療法士免許、健康運動指導士等の資格

#### ② 損害賠償保険への加入に関する項目（P17）

- ・診療所を設置しているため、医療事故に備えた損害保険への加入が必要。

#### ③ 診療所開設許可に関する項目（P17）

- ・健康増進事業のため、診療所開設が必要となり、その許可は指定管理者が受けるものとする。

#### ④ 西センター清掃業務に関する項目（P17）

- ・西センターの清掃業務は、指定管理者の業務とする。

※中央、東センターは、庁舎管理の担当部が清掃業務もあわせて実施している。

#### ⑤ 修繕に関する項目（P18～P19）

- ・施設修繕の区分について、10万円を基準に市と指定管理者の負担を明確化。
- ・指定管理者の負担の上限を100万円に設定。

#### ⑥ 備品管理に関する項目（P19）

- ・備品の修繕は、原則、指定管理者により実施。
- ・10万円を超える修繕は札幌市と協議。

#### ⑦ 備品更新に関する項目（P19～P20）

- ・必要な備品の更新については、指定管理者の業務とする。
- ・年間500万円を上限とし、指定管理費に算入。
- ・札幌市の関与として、備品整備計画の提出、購入の際の事前協議、承認・報告の必要性を規定。

#### ⑧ 指定管理業務に関する項目（P21～P24）

- ・健康増進事業として、「健康度測定」「体力測定コース」を実施。
- ・利用促進事業として、医療機関等から重視する対象者の診療情報を提供してもらい、センターの利用を促すとともに、医療機関等との情報共有を行い、連携を強化。
- ・運動指導事業として、運動器具の利用指導や相談のほか、有資格者による集団的指導や各区保健センターへの派遣を実施。
- ・利用勧奨事業として、重視する対象者が継続的にセンターを利用するように利用勧奨を実施。
- ・女性のフレッシュ健診として、18～39歳の女性を対象に健康診査、骨粗しょう症健診を実施。
- ・健康増進に関する情報収集及び提供に関する業務として、センター利用を促す普及啓発やホームページなどを活用した情報提供を実施。
- ・センターの設置目的を達成するために必要な事業として、専門職による各種相談事業や地域における自主活動への支援、健康づくり関連事業の調査研究を実施。